



FTSE アドバンスト気候リスク調整世界 国債インデックス（除く日本、国内投信 用）

v1.2



目次

1.0	はじめに	3
2.0	運営・管理責任.....	5
3.0	FTSE Russell インデックス ポリシー.....	7
4.0	計算前提と組入基準	9
付録 A:	追加情報.....	15

セクション 1

はじめに

1.0 はじめに

1.1 FTSE アドバンスド気候リスク調整世界国債インデックス（除く日本、国内投信用）

1.1.1 本書は、FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）の運営および算出に関わる基本ルールを説明したものです。これらの基本ルールのコピーは、FTSE International Limited (FTSE)から入手できます。

1.1.2 FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）は、現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスをインデックス適合債券の時価総額に基づいて測定します。その際に個別の定量的気候関連ビラー3本（移行リスク・物理的リスク・耐性）を測定した各国の相対的な気候リスク特性に応じてインデックスのウェイト調整を行うティルト手法を採用します。

1.1.3 このインデックスは、日本の投資信託によるパフォーマンス評価のベンチマークとして機能するように設計されています。計算の前提は、社団法人投資信託協会の評価方式に基づいています。

1.2 FTSE アドバンスド気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く、国内投信用）は、インデックス設計において ESG ファクターを考慮します。

SI データ入力にティルティング・アプローチが用いられる場合、それはインデックス・メソドロジーが特定の SI 基準にしたがって、構成銘柄にオーバーウェイトおよび/もしくはアンダーウェイトをかけることを目的とします。このアプローチは特定の SI 活動やセクターへのエクスポージャーを有する全銘柄を除外するものではありません。

1.3 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社である FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc および Beyond Ratings の商標です。

1.4 インデックスの目的と用途

1.4.1 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス

シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス シリーズの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならないことを、当インデックス シリーズ利用者に対し通知します。

1.4.2 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell または FTSE Russell Policy Advisory Board（または、これらの 基本原則の作成および発行に関係するすべての人）のメンバーは、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

セクション 2

運営・管理責任

2.0 運営・管理責任

2.1 FTSE Fixed Income LLC (“FTSE”)

2.1.1 FTSE は、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE はインデックス シリーズの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例

¹ 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）および 2019 年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則（英国ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。FTSE Fixed Income LLC は、欧州ベンチマーク規則の第 51 条(5) に含まれる第 3 国の経過規定及び英国ベンチマーク規則の第 42 条(5) により改正された第 3 国の経過規定に基づき、インデックスシリーズを管理しています。

外、変更、将来の前例などに見倣されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3.0 FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス ポリシー文書と併せてご参照下さい。

3.1 お問い合わせと苦情

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます。

[FTSE Russell Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

3.2 FTSE Fixed Income Indices の Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた FTSE Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます。

[Statement of Principles Fixed Income Indices.pdf](#)

3.3 再計算方針とガイドライン

FTSE Russell 再計算方針および債券インデックス・ガイドラインは、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトで御覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf](#)

3.4 顧客が市場や証券の取引を行えない場合のインデックス取り扱い方針

3.4.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

3.5 ベンチマーク・メソドロジー変更のポリシー

FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい:

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

3.6 FTSE Russell のガバナンスの枠組みからご覧ください。

- 3.6.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²および欧州ベンチマーク規則への準拠を確実にしています³。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい:

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

³有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

セクション 4

計算前提と組入基準

4.0 計算前提と組入基準

- 4.1 FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）は、現地通貨建て固定利付き投資適格ソブリン債のパフォーマンスをインデックス適合債券の時価総額に基づいて測定します。その際に個別の定量的気候関連ピラー3本（移行リスク・物理的リスク・耐性）を測定した各国の相対的な気候リスク特性に応じてインデックスのウェイト調整を行うティルト手法を採用します。
- 4.2 このインデックスは、FTSE 世界国債インデックス(国内投信用)（WGBI-JIT）から日本セグメントを除外した銘柄のパフォーマンスを測定します。このインデックスは、日本の投資信託によるパフォーマンス評価のベンチマークとして機能するように設計されています。計算の前提は、社団法人投資信託協会の評価方式に基づいています。
- 4.3 WGBI-JIT の設計基準や算出に関する前提条件の詳細については、以下のリンクからアクセスできる FTSE Fixed Income Index Guide をご参照ください。[FTSE 債券インデックス・ガイド](#)
- 4.4 FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）の組入基準と計算の前提

ウェイト	代替加重 インデックスの国別ウェイトは、気候スコアとピラーにより決定されます。
各国気候スコア	毎年更新され、5月末のリバランス時から適用される入力データの cutoff 日は毎年の5月1日です。
国別気候アセスメントの範囲	WGBI適格の現地通貨建てソブリン市場
気候ピラーとティルト	幾何学的ティルト - 移行リスク：1 - 物理的リスク：1 - 耐性：1
リバランス	月次更新(月末時点)
価格付け	現地市場の前日終値

為替レート	日本時間午前 10 時における三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)。日本時間 ⁴
算出の頻度	毎日
採用銘柄確定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年の採用銘柄決定日はウェブサイトに掲載
基準日	2002 年 1 月 1 日

4.5 気候ピラーと親指標

4.5.1 国別気候スコアは、移行リスク / 物理的リスク / 耐性の 3 本の気候ピラーにわたる評価から導かれます。***各ピラーには、複数の親指標が含まれます。原データは調整の上、各指標について各国が 0 と 1 の間のスコアとなるように正規化されます。各気候ピラー内では、各指標は均等加重されます。

4.5.2 気候ピラーおよび親指標の定義詳細は、以下のリンクから「FTSE 気候リスク調整世界国債インデックス」でご覧いただけます。[FTSE Climate WGBI Ground Rules](#)

4.6 気候ピラーのスコアリング

4.6.1 インディケーターの値は各指標ごとに合計し、次に累積正規分布関数を用いて 0 から 1 の範囲の s スコアに変換したのち、z スコアを算出しています。大幅な外れ値の国別スコアが存在するサブインディケーターについては、95 パーセンタイル超および 5 パーセンタイル未満の値をそれぞれ 95 パーセンタイルと 5 パーセンタイルに設定してから正規化します。

4.7 ティルティング・メソドロジー

4.7.1 各サブリンについて単一の気候リスクを算出し、親指数の時価総額加重に適用して調整後ウェイトを導出します。そのため、FTSE 世界国債インデックス (WGBI) で用いられるティルト法に、株式指数と債券指数の差に対応するための修正を加えます⁵。

4.7.2 まず 3 つ気候関連指標を用いて、各国の気候リスクを導出します：

$$CS = TRI^{\alpha} \times PRI^{\beta} \times RI^{\gamma}$$

ここで

TRIはその国の移行リスク指標値

PRIはその国の物理的リスク指標値

RIはその国の耐性指標値

α はTRIの累乗

β はPRIの累乗

γ はRIの累乗

CSは最終的な国別気候リスクスコア

4.7.3 次に気候リスクを WGBI の各国時価総額ウェイトに当てはめて、調整後ウェイトを導出します。

⁴Refinitiv の相場は、三菱 UFJ 銀行のクォートが利用できない期間中の通貨に使用されます。

⁵FTSE Global Factor Index Series で用いられるのと同じティルティング・メソドロジーを用い、株式インデックスと債券インデックスの差に対応するための修正を加えます。

$$\theta_i = \frac{\omega_i CS_i}{\sum_{i=0}^n (\omega_i CS_i)}$$

ここで

ω は親インデックスにおける国の市場価値ウェイト

θ は気候調整インデックスにおけるその国のウェイト

4.8 時価総額の算出

- 4.8.1 計算式には以下の表記を用います。FTSE 世界国債インデックス (WGBI) および FTSE 世界国債インデックス（国内投信用）（WGBI-JIT）の表記は、両インデックスの日本を除くセグメントの各個別債券のリターンと分析を示しています。

Notation	
t	分析日
m	分析月
e	前月末営業日
P_WGBI	WGBI クリーン プライス
A_WGBI	WGBI 経過利子
P_WJIT	WGBI-JIT クリーン プライス
A_WJIT	WGBI-JIT 経過利子
WGBI_PAR	WGBI 額面
WGBI_MODDUR	WGBI 修正デュレーション
WGBI_RORP	WGBI 日次元本収益率
WGBI_MTDROP	WGBI 月初来元本収益率
WGBI_MTDROI	WGBI 月初来利金収益率
WGBI_HGAMT	WGBI ヘッジ額
WJIT_RORP	WGBI-JIT 日次元本収益率
WJIT_MTDROP	WGBI-JIT 月初来元本収益率
WJIT_MTDROI	WGBI-JIT 月初来利金収益率
WJIT_MTDROIT	WGBI-JIT 月初来総合収益率
WJIT_HGAMT	WGBI-JIT ヘッジ額

- 4.8.2 WGBI については、全構成銘柄の前月最終営業日の価格と経過利子を用いて当月のインデックス概要の時価総額を算出します。WGBI-JIT については、前営業日の価格が適用されます。

ここで、WGBI_PAR は、FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く）の各個別銘柄の額面とします。

$$WJIT_MKV(m)=(P_WJIT(m)+A_WJIT(m))\times WGBI_PAR(m)=(P_WGBI(e-1)+A_WGBI(e))\times WGBI_PAR(m)$$

- 4.8.3 時価総額を日本円に換算する際の為替レートには、三菱 UFJ 銀行が提供する TTM（テレグラフィック・トランスファー・ミドルレート）が使用されます。

$$WJIT_MKV(m)_{JPY}=WJIT_MKV(m)\times FX_SPOT(e)$$

4.9 リターンの算出

- 4.9.1 日本円以外のセクターの収益率は、前日の元本収益率と当日の利金収益率を用いて修正計算します。

- 4.9.2 現地通貨ベース WGBI-JIT の月初来トータル収益率

ステップ 1: 第 1 営業日の元本収益率を計算

WGBI-JIT の構成銘柄の第 1 営業日の元本リターンは、WGBI-JIT の算出で利用されるため、最初に算出されます。WGBI/WGBI-JIT の既発債については、初日の元本リターンを月末 2 営業日前の WGBI 価格と経過利子を用いて算出します。

$$WJIT_RORP(1)=\frac{P_WGBI(e)-P_WGBI(e-1)}{P_WGBI(e-1)+A_WGBI(e)}\times 100$$

WGBI/WGBI-JIT に新たに追加された債券については、初日の元本リターンは、それぞれ WAL（加重平均寿命）に最も近い債券の WGBI-JIT 元本リターンを基に算出されます。これらの WGBI-JIT の元本リターンは、修正デュレーションの違いを考慮し、デュレーション・レシオで調整されています。

$$WJIT_RORP(1)=WGBI_RORP_{CLOSEST(1)}\times \left(\frac{WGBI_MODDUR(m)}{WGBI_MODDUR_{CLOSEST(m)}}\right)$$

ステップ 2: 月初来元本収益率を計算

月初来の元本収益率は、前日の WGBI_MTDROP と第 1 営業日の WJIT_RORP のリターンを累積して複利で計算します。これは、実質的に、全ての証券の価格を 1 日ずらすことに等しくなります。

$$WJIT_MTDRORP(t)=WJIT_RORP(1)+WGBI_MTDRORP(t-1)\times \left[1+\left(\frac{WJIT_RORP(1)}{100}\right)\right]$$

ステップ 3: 月初来利金収益率を計算

月初来の利金収益率は、月初における当月の時価に基づいて計算します。最初の営業日の元本収益率で調整します。

$$WJIT_MTDRORI(t)=WGBI_MTDRORI(t)\times \left[1+\left(\frac{WJIT_RORP(1)}{100}\right)\right]$$

ステップ 4: 月初来トータル収益率を計算

月初来のトータル収益率は WGBI-JIT の月初来元本収益率と月初来利金収益率の合計です。

$$WJIT_MTDRORT(t)=WGBI_MTDRORP(t)+WJIT_MTDRORI(t)$$

4.9.3 円ベース WGBI-JIT の月初来トータル収益率

WGBI-JIT では、WGBI と同一の算出方式を用いて現地通貨リターンから円ベース・リターンを計算します。為替レートには、三菱 UFJ 銀行が提供する TTM（テレグラフィック・トランスファー・ミドルレート）が使用されます。TTM レートが利用できない場合は、Refinitiv レートが使用されます。

$$WJIT_MTDRORT(t)_{JPY} = \left\{ \left[1 + \left(\frac{WJIT_MTDRORT(t)_{LCL}}{100} \right) \right] \times \left[1 + \left(\frac{CRCY_RTN(t)_{TTM}}{100} \right) \right] - 1 \right\} \times 100$$

4.9.4 ヘッジ額の算出

WGBI-JIT のヘッジ額の算出は、FTSE 債券インデックスガイドで定義されている標準的なインデックス手法に従います。

1. 当該債券の額面から減債資金の返済、コール、期限前償還などの額を控除します。
2. 1 で減らした残高と、期末までこれらを再投資した再投資利益を合計します。
3. 期中に支払われるクーポンを再投資収益とともに追加します。
4. 月初の利回りが不変という前提で、期末日を決済日として算出された債券価格と経過利息により、保有証券の時価総額を評価します。
5. 上記 2、3、4 の合計が先渡為替取引によりヘッジされる想定ヘッジ部分となります。
6. この金額は、適切なフォワードレートで基準通貨に戻されて「想定ヘッジ値」になり、通貨ヘッジされた基準通貨建ての期末値の主要な構成要素になります。

なお、ステップ 4 では、WGBI-JIT で使用する月初利回りは月末最終営業日の前営業日の WGBI で使用された利回りとしします。新たに WGBI に追加された債券については、WGBI のヘッジ金額は、第 1 営業日の WGBI-JIT 元本リターンにより調整した WGBI-JIT のヘッジ金額を基に算出します。

$$WJIT_HGAMT(t) = WGBI_HGAMT(t) / [1 + (WJIT_RORP(1) / 100)]$$

4.9.5 円換算での月初来リターン (ヘッジ)

WGBI-JIT を円建て（ヘッジあり）リターンで計算するために、TTM のスポットレートの公表タイミングと一致するフォワードレートを使用しています。

$$WJIT_MTDRORT(t)_{JPY_HEDGED} = WJIT_MTDRORT(t)_{JPY} + \{ [WJIT_HGAMT(t) \times (FX_FWD(e,t) - FX_SPOT(t))] / WJIT_MKV(m)_{JPY} \} \times 100$$

なお、月内フォワードレートは、フォワードレートの期間構造から導き出すのではなく、前月末のスポットレートと 1 ヶ月のフォワードレートから線形に補間されます。

4.9.6 現地通貨建ておよび日本円建ての日次トータルリターン

日次トータル収益率は、当日と前日の月初来収益率を用いて計算します。

$$WJIT_RORT(t) = \{ [(1 + WJIT_MTDRORT(t) / 100) / (1 + WJIT_MTDRORT(t-1) / 100)] - 1 \} \times 100$$

$$WJIT_RORT(t)_{JPY} = \{ [(1 + WJIT_MTDRORT(t)_{JPY} / 100) / (1 + WJIT_MTDRORT(t-1)_{JPY} / 100)] - 1 \} \times 100$$

$$WJIT_RORT(t)_{JPY_HEDGED} = \{ [(1 + WJIT_MTDRORT(t)_{JPY_HEDGED} / 100) / (1 + WJIT_MTDRORT(t-1)_{JPY_HEDGED} / 100)] - 1 \} \times 100$$

4.10 為替レート

- 4.10.1 日本時間午前 10 時における三菱 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)。***Refinitiv の相場は、三菱 UFJ 銀行のクォートが利用できない期間中の通貨に使用されます。

4.11 改編履歴の概要

以下のイベントに加え、FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）の構築は、FTSE 世界国債インデックス（国内投信用）と同じイベントによって決まります。

年	ハイライト
2022	11 月 ：FTSE世界国債インデックスにニュージーランドを追加 4月 ：FTSE先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）を開始。2021年4月1日より前には、 FTSEアドバンスト気候リスク調整世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ）の履歴は、FTSEアドバンスト気候リスク調整世界国債インデックス（除く日本、国内投信用、円ヘッジ）に適用されていました。

4.12 FTSE アドバンスト気候リスク調整世界国債インデックス（除く日本、国内投信用）のティッカー

ティッカー	インデックス
CFIAXJC	円ヘッジ・円ベースのFTSE先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）

付録 A: 追加情報

連絡先については、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。FTSE Russell の顧客サービスまでお問い合わせください。info@ftserussell.com

ウェブサイト: www.ftserussell.com

© 2023 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（以下「LSE グループ」）。LSE グループには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) The Yield Book Inc（以下「YB」）、(7) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE 先進気候リスク調整世界国債インデックス（日本を除く/国内投信用）は、FTSE Fixed Income LLC またはその関連会社、エージェンツ、パートナーによって、またはそれらに代わって算出されます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB および BR の取引名です「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「The Yield Book®」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本文書掲載の情報の正確性についてはあらゆる努力を払いましたが、何らかの誤り、本書または本書中の情報やデータの使用による何らかの損失について、LSE グループのメンバー、取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーなどが責任を負うことはありません。

LSE グループのメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、FTSE ESG 国債インデックス・シリーズの使用により得られる結果、または当インデックス・シリーズが適用され得る特定の目的への適合性もしくは適切性について、明示、黙示を問わず、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

LSE グループのメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSE グループのメンバー、各取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、いかなる資産への投資の是非に関して、いかなる表明も行いません。いずれかの資産への投資決定やそのような投資実行においては、投資家自身に法規上およびコンプライアンス上のリスクが伴うものとします。インデックスは、直接投資することはできません。インデックスへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE グループの適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSE グループのインデックス・データの使用・配布、および金融商品作成のためのデータの使用には、FTSE Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、YB、BR、また各社それぞれのライセンサーからのライセンスが必要です。